

山形県立米沢東高等学校 部活動方針

1 基本方針

- (1) 生徒がスポーツや文化的活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 休養日および活動時間

(1) 休養日

- ①週2日以上（平日1日以上、週休日1日以上）、年間104日以上とし、年間活動計画に示す。
- ②高体連・高野連・高文連主催の大会および国体予選のそれぞれ最大3週間前から特別強化期間とする。その期間中は週1日以上とする。その期間中に設定できなかった休養日（平日1日分、又は週休日1日分）は他の週に振替え、年間活動計画に示す。
- ③考査前・考査中・閉庁日・入選業務日など学校全体の部活動休止日への振替えは、振替え総日数のうち最多でも半数までとし、実質的な休養日が確保できるようにする。
- ④強化指定部は週1日以上とし、年間活動計画に示す。

(2) 活動時間

①平日：2時間程度

4月～後期中間考査までは18:30、それ以降は18:00を終了時刻とする。

いずれの場合も米坂線18時台の列車に乗車できるように配慮する。

ただし、高体連・高文連主催の大会および国体予選のそれぞれ2週間前から5日間に限り、30分間の延長を可とする。その際は時間外活動願を提出するとともに保護者へ連絡するものとする。

高体連・高文連に所属していない部もこれに準ずる。

②週休日等：3時間程度

- ③強化指定部は、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。

- ④大会、練習試合、合宿等は上記活動時間を適用しなくてもよい。

(3) 長期休業中の休養日

- ①部活動以外にも多様な活動が行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けて、年間活動計画に示す。

(4) その他

①定期考査1週間前から考査終了までは部活動休止日とし、年間活動計画に示す。

ただし、大会がこの期間中に実施される場合は1時間程度の活動を可とする。その際は時間外活動願を提出するとともに保護者へ連絡するものとする。

②高温・多湿時において、運動部活動等が予定されている場合については、活動の中止や見直し等、柔軟な対応を行う。

3 年間計画および活動実績について

(1)部顧問は指定期日までに年間の活動計画を作成して提出する。

(2)部顧問は指定期日までに活動実績を提出する。

4 強化指定部

(1)強化指定を受けたい部は部活動審議会に指定期日までに申請書を提出する。

(2)強化指定部は部活動審議会で審議のうえ、校長が指定する。

(3)指定基準は以下のいずれかとする。

①県新人大会ベスト8以上の部。

②県又は地区の高体連（高野連）や各競技団体から強化指定を受けている部。

③地域活性化の一翼を担う部、若しくは特に学校全体の活性化の役割を担う部。

④指導体制がしっかりと構築されており、今後の活躍が特に期待される部。

5 他校との合同部活動

(1)下記の理由により、複数校による合同部活動をする場合は、複数校合同活動願を提出し、校長の許可を得る。

①少人数のため、チーム型の練習等が行えない場合。

②少人数のため、各競技団体の規程に則り、合同チームとして大会に参加する場合。

③その他、部活動審議会で認められた場合。

(2)合同部活動を行う場合には、以下のことを必要とする。

①該当する顧問間で、年間・月間・週間の活動計画を立案し、共有する。

②それぞれの顧問が、所属する学校の校長に活動計画を提出し、承認を受ける。

③該当する学校の校長間で、上記①及び②について、それぞれ承認及び承諾されたことを確認する。

④それぞれの顧問が、部員の保護者へ活動計画を配付し、承諾を得る。

⑤活動に変更等が生じた場合は、その都度、それぞれの校長の承認及び保護者の承諾を得る。

⑥大会参加や練習試合等で引率が必要な場合も上記①～⑤と同じ。